

大切なお知らせ

令和3年2月吉日

キャッシュカードによる出金取引の一部利用制限について (詐欺被害防止対策)



平素は当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

現在、高齢者からキャッシュカードをだまし取って預金を引き出したり、ATMで引き出させた現金を自宅でだまし取ったりする「特殊詐欺」等が増加しています。

当組合では、こうした被害からお客さまの大切なご預金をお守りするため、下記のとおりキャッシュカードによる出金取引を一部利用制限させていただきます。

お客さまには、大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

70歳以上で、かつ3年以上キャッシュカードによるATM出金をされていないお客さま。

2. 出金制限内容

対象となるお客さまは、100,000円を超えるキャッシュカードによる出金ができなくなります。

※キャッシュカードによる「お預入れ」は従来どおりご利用いただけます。

3. 対応開始日

令和3年4月1日(木)

4. 対象となるお客さまでキャッシュカードによる出金制限解除を希望される場合

お手数をおかけいたしますが、平日の営業時間内にキャッシュカードと本人確認書類をご持参のうえ、当組合窓口へお申し出ください。

ご本人確認のうえ、キャッシュカードによるATM出金制限解除をさせていただきます。

以上